

京都大学	博士（文学）	氏名	本庄総子
論文題目	日本古代における律令行政の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文の目的は、8世紀の籍帳・税帳を初めとする行政文書を中心に検討し、当該時期における人民支配と地方財政の制度的沿革を解明することである。</p> <p>序章では現在の研究動向を略述するとともに、籍帳の制度史的分析と正税管理制度における中央一國司間の関係を重視する本論文の視角につき説明した。</p> <p>第1章「大宝2年戸籍と寄口」では、寄口と呼ばれる特殊戸口の分析を通して、籍帳制度の沿革を論じた。寄口とは、戸主との続柄が明示されていない戸口に附せられる称である。寄口の社会的実態をめぐっては議論があり、女系親族説と下層民説が有力であるが、本章では、造籍の時点における寄口の社会的実態に関する議論からは距離を置き、制度としての寄口とその沿革を分析対象に定めた。</p> <p>大宝2年御野国戸籍と、同じく大宝2年の年紀をもつ西海道戸籍の造籍原理は、従来大差ないものと考えられてきた。しかし御野国戸籍では、戸主及びその親族の課丁数が一定数よりも多い戸には、課丁の寄口がほとんど存在しない。逆に一定数より少ない場合は、ほとんどの戸で課丁の寄口が存在する。御野国戸籍では、戸主及びその親族の課丁数が一定数に達しているか否かによって、各戸への寄口配分が決定されていた。そして、その「一定数」は里全体の課丁数の多寡によって決まる。一方、西海道戸籍では、御野国戸籍でみられたような、偏った寄口の分布は確認できない。</p> <p>御野国戸籍における寄口は、里内における各戸の課丁数を均等にする目的のもと、配分された戸口である。この目的を達するため、時には既存の親族単位が分割されることもあった。戸籍における戸の均等化は、従来、全国共通の均等化を指向するものとみられていたが、実際には里内での均等化であったことが確認できる。御野国戸籍における戸の編成方針は、各戸を等質な公租公課の単位として把握していこうとするものであり、強権的な性格が強い。一方、西海道戸籍では、そのような強権的な均等化は確認できない。親族単位は分割されることなく、一定のまとまりを保ったまま、他の親族単位と適宜合併され、一つの戸を形成していた。</p> <p>御野国戸籍と西海道戸籍は、ともに大宝2年戸籍の称をもつが、実際に作成された時期には差異があり、前者の方が早い。御野国戸籍は、戸の均等化を指向する強権的な7世紀の造籍原理を反映したものであり、西海道戸籍は、親族中心の編成を重視する8世紀の造籍原理に対応する。造籍原理の転換は、7世紀末の日本が戦時体制から平時体制へと移行した結果もたらされたものであった。ただし、この転換は、戸籍制度が弛緩していく最初の画期という側面ももつ。</p>			

第2章「房戸制についての基礎的考察」では、房戸制の存続期間を再確認するとともに、房戸制導入の背景につき検討した。房戸とは、8世紀の一時期、従来の戸の内部に分立せしめられた小単位である。房戸制の存続期間については、郷里制が施行されていた霊亀3年（717）～天平11年（739）ないし翌12年頃までとみるのが通説であるが、始期・終期ともに異説がある。こうした異説が生まれる原因は、房戸制に関連する史料の範囲が確定していないところに求められる。本章では、「房戸」だけでなく、単に「房」と表示されている場合も、制度上の房戸とみてよいことを確認した。また、「A（人名）戸B（人名）」という表現で「戸」が房主を指すのは、房戸制下の公文書式によって規定された特殊な用例である。よって、「A戸B」という表現の存在を根拠として、房戸制が存続しているとみなすこともできない。制度上の房戸は、計帳歴名及び戸籍上に表示されることによって、客観的に認証されるものであったから、天平12年の計帳歴名及び戸籍で房戸表示が失われたことは、房戸制の事実上の停止を意味するものと評価することができる。

房戸制の性格については、家族実態に近いという理解が一般的である。しかし、こうした理解は、あくまでも郷戸に比べれば実態に近いという相対的な評価にとどまる。さらに近時の研究では、むしろ房戸と家族実態との乖離が強調される傾向にある。本章では、こうした房戸非実態説の論拠を逐一再検討し、房戸が仕丁資養単位に指定されていることを論拠として、房戸構成員間の紐帯の存在を想定した。

房戸制導入の目的としては、日本における戸編成の沿革に着目した。8世紀前葉の造籍方針の下では、複数の親族単位が適宜合併されて一つの戸を形成していたため、租税を免じるに当たり、免除範囲を適切な規模に絞ることが困難であった。房戸とは、実態に即した生計単位を支配単位とするため、政策的に選択されたものだった。房戸制がこの時期に導入された背景として、8世紀初頭から進行していた籍帳制の弛緩が挙げられる。また、霊亀3年に藤原不比等が名実共に政界の首班となり、律令諸制度を定着させるための施策が一斉に実施されている。房戸制の導入も、この施策の一環と位置づけることができるだろう。

第3章「税帳と税帳使」では、税帳の成立と沿革を、税帳使に関連付けて論じた。税帳は、各国に貯えられた正税の収支を中央に報告する帳簿様文書である。正税とは田租と出挙利稻を主な収入源とする財源で、地方各郡の正倉に貯えられていた。税帳は毎年一度作成されて中央へ申送されるが、申送に際しては、国司本人が税帳使として中央まで出向くことと規定されている。税帳は計帳に並ぶ重要な公文として注目されてきたが、その制度的沿革には不明な点が多い。

税帳の成立時期としては、現在、大宝令によって成立したとする説と、和銅元年（708）に不動倉別定が命じられた時点を重視する説とが存在する。『続日本紀』には、大宝2年（702）に「大租数文」の提出を命じる記事がみえているが、この

記事を税帳成立記事とみなすことには諸説否定的である。しかし、大宝2年の記事は、「大租数文」が実際に進上されたことを示す記事ではなく、進上を命じた記事であった。大宝元年に大税貯置が命じられ、大宝2年に税帳進上の指示が下ったのである。当初の税帳は支出記載を欠くか、あるいは記載はあったとしても、支出報告を主たる目的とはしていなかったとみられる。ただし、これは正税が本来、貯蓄されるべき財源だったためであり、当時の税帳の制度的未熟を意味するものではない。

天平6年(734)に官稲混合が実施された。官稲混合とは、それまで別置して出挙されていた雑官稲を正税に混合するという措置である。官稲混合の意義としては、蓄積を本義としていた正税が積極的に支出されるようになることとみる見解や、在地の郡司によって運用されていた財源が国司の元に集中され、弾力的な運用を可能としたとする見解がある。本章では、①天平6年を境として、税帳使の任に当たる国司が史生から四等官以上に変化する、②天平6年以前は一般に収納帳と呼ばれていた税帳が、これ以降は目録帳と呼ばれるようになる、③天平3年から6年の間に、税帳の書式が正税の出納を時系列で記載する形式から、支出記載を一括して表示する形式へと変化する、以上3点を指摘した。①は税帳使の任務が官稲混合を境として格段に重みを増したこと、②は官稲混合以降、税帳が出挙帳より一段上位の公文として位置づけられたことを示す。また③は、支出記載のチェックを厳密に行なうための措置であろう。官稲混合を実施した政府の意図は、地方財政、具体的には税帳の支出記載への監督強化と評価すべきである。こうした監督強化により、税帳は見込みではなく実績で報告することが義務づけられ、税帳の進上期限は翌年度の2月に固定されていく。

第4章「奈良時代の解由と交替訴訟」では、従来ほとんど注目されてこなかった奈良時代の解由を取り上げ、その特質と沿革を明らかにした。解由とは、国司の交替に際して発行される職責完了の証書である。解由に関する先行研究では、勘解由使設置を初めとする延暦期の画期性が強調されてきた。解由という公文は天平5年(733)に初見するが、従来の議論ではその制度的未熟が強調されるばかりで、当時の解由がいかなるものであったかは明確でない。本章では、解由が式部省の所掌とされた点に着目し、本来の解由制度とは、解由未取得者に上日を認めないことで、考課・賜禄から排除するという制度であったことを明らかにした。考・禄を奪われるということは、律令官人にとって大きなデメリットとなるものである。天平初期には、官物を管理する国司を統制する目的で、中央政府から数々の監督強化策が打ち出されており、解由制度もその一環として、一定の効力を有していたと考えられる。

天平17年(745)に公廩が設定され、官物欠負未納に対する国司の填納責任が強化された。これ以降、公廩の取り分をめぐって争う国司の様子が諸法令に見えるため、公廩設定が国司交替制度を機能不全に追い込んだとみる見解が主流である。しかし、政府にとって最も問題だったのは、考・禄を一定期間放棄してまで、交替政を遅

延させ、結託して填納責任を回避しようとする国司の存在だった。中央政府はこうした回避行動を取り締まり、填納責任を確定させ、疑義が生じて交替訴訟となった際には積極的に裁定を行なうことで、填納を完了させていく必要に迫られたのである。天平宝字2年（758）の明法曹司論定は、交替訴訟の裁定に介入していこうとする政府の姿勢を表明したものである。

公廩設定後、交替訴訟が多発する事実も、円滑な交替がなされなくなったこと意味するものと考えられてきた。しかし、訴訟が落ち着いた後に填納が行なわれさえすれば、公廩設定の政策的意図は達せられる。交替訴訟の多発は、交替制度の機能不全を示すのではなく、官物填納強化が図られる中で必然的に発生する一過程であった。

第1章・第2章では籍帳の制度的沿革を追い、第3章・第4章では正税管理制度強化の過程を跡付けた。第5章「公廩と「天平の転換」」では以上の総合化を試みる。まず、第4章で保留した公廩設定の意義について論じた。公廩設定の目的は、官物の欠負未納解消であったことは史料上確認できる。この欠負未納が具体的に何を指すのかにつき、先行研究では、天平勝宝7歳（755）太政官宣を根拠として、遠年不動穀と出挙未納の填納であるとされてきた。しかし、公廩填納対象となる欠負は、実際には遠年不動穀に限られない。天平勝宝7歳太政官宣が公廩填納対象を限定した背景には、交替時に発生していた前後国司間の問題を解決するという目的があった。本来の公廩填納対象は、広くあらゆる欠負に及んでいたのである。

当時の正税管理制度では、欠負が発生した時に、填納責任者を確定することが困難な状態であった。しかし、公廩が設定された結果、填納責任の確定を一旦棚上げて、国司に対し、填納を義務づけることが可能となった。

公廩設定は、当時の正税をめぐる状況と密接な関係がある。まず、出挙においては、天平8年頃に全国各地で出挙稲数が定数化している様子が確認できる。この事実は、あらかじめ定められた量の出挙が行なわれるようになったことを示しており、論定出挙制（定められた量の出挙を国司に義務づける制度）の萌芽と評価できる。また、正税収入においても、墾田永年私財法が施行されたほか、田図の作成、条里プランの完成など、土地把握システムが進展し、田租収入の増加が図られていた。

正税による収奪のシステムは、天平期の半ばに大きく前進している。しかしその一方で、別の事態も発生していた。天平12年（740）の房戸制の廃止に象徴されるごとく、籍帳支配はこの時期に大きく後退する。天平7年・9年には疫瘡が大流行しており、甚大な被害をもたらした。籍帳に基づく地方支配が後退した背景には、疫瘡の影響も大きかったに違いない。田租・出挙による収奪の強化が、籍帳に基づく収奪の弛緩を促進し、両者は相互に関連し合いながら、跛行的に進行していった。

終章では本論文の総括を行なうとともに、今後の課題を確認した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、正倉院文書として伝来した日本古代の地方行政文書、すなわち籍帳（戸籍・計帳）および税帳について綿密な検討を行ない、奈良時代の人民支配・地方財政の沿革を実証的に解明したものである。全体は本論5章から構成され、その前後に研究史を整理して課題を述べた序章と、総括・展望を示した終章が配されている。

戦後の日本古代史研究は、籍帳の研究から出発したと言ってよい。地方行政機構によって作成された人民台帳から、いかなる社会構造が読み取れるか、それを歴史的にどう位置づけるかが重要な検討課題とされ、重厚な研究が蓄積された。また、籍帳研究から少し遅れて、地方財政の収支報告書である税帳についても本格的検討が始まり、律令地方行政の特質をとらえ、変化の方向性を見きわめようとする実証的研究が進められた。しかし1980年代には、籍帳・税帳のいずれについても、研究は高原状態に到達する。学説の対立はそのまま固定され、もはや新たな展開は期待できないと見えたためか、優れた若手研究者はこの分野にほとんど参入しなくなった。

論者はかかる状況に終止符を打つべく、籍帳・税帳の分析水準をさらに引き上げ、堅牢な論理によって古代地方行政論を再構築しようとする。正倉院文書と法制史料に沈潜し、さまざまな観点から精密かつ自由に読み解いて、誰も考えつかなかった合理的解釈を次々に提示した。実証史学の最良の部分を受け継ぎ、先賢の方法を徹底することにより、高原状態からの離陸を図ったのである。論者は研究史の問題点として、籍帳研究における社会的実態論、税帳研究における国司・郡司の権限移行論こそが「30年の停滞」の一因であると看破し、前者では籍帳制の政策的側面、後者では朝廷による国司統制を重視して、地方支配論を新たな段階に導いた。さらにその上で、天平時代を律令体制の大きな転換期とみる、きわめて斬新な時代観を提示している。以下、本論文の構成に沿って、その顕著な成果を述べることにしたい。

第1章「大宝2年戸籍と寄口」では、寄口（戸主との続柄を示さない戸口）の分析を通して籍帳制度の沿革を論じる。大宝2年（702）戸籍は御野国のものと西海道諸国のものが伝わるが、各戸籍の課丁（課役負担戸口）数を統計処理した論者は、御野国戸籍では各戸の課丁数を均等化するために寄口を配分しているのに対し、西海道戸籍にはそうした処理がないことを発見した。御野国戸籍は浄御原令制、西海道戸籍は大宝令制によるものと考えられており、前者は7世紀戦時体制下の強権的人民支配を反映し、後者は8世紀平時体制下の緩やかなシステムを示すと論者は推定する。厳密な史料操作により、戸籍編成原理の変化を解明した刮目すべき研究である。

第2章「房戸制についての基礎的考察」では、議論百出であった房戸（戸の内部に設けられた小単位）の制度を検討する。房戸制が霊亀3年（717）から天平11年（739）頃まで存続したとするかつての通説を論者は支持し、近年の異説をことごとく破砕していく。そして前章の結論を承け、8世紀初頭以来の籍帳制の弛緩をくい止め、実際の生計単位を支配単位として位置づける試みが房戸制であったと評価する。戸に関する一次史料の記載様式をていねいに分析し、法制史料の合理的解釈と突

き合わせるにより、房戸の実態と歴史的意義を説得的に論じている。第1章・第2章は籍帳研究の混迷から脱するための、新しい方向性を示した論考と言えよう。

第3章と第4章は、税帳制度を中心とした地方財政の研究である。まず第3章「税帳と税帳使」は、税帳の沿革を圧倒的な実証水準で明らかにしたもの。正倉院に遺存した天平諸国税帳の文言に「不純物」と評すべき表現を見出した論者は、税帳は元来、収入報告を旨とするものであって、支出報告は二次的に付加されたことを解明した。そしてこの点を『続日本紀』の税帳成立の記事、諸国税帳の日付や書式などから裏付け、さらに天平6年(734)の官稲混合に至る歴史過程を見通してみせる。8世紀前半に諸国正税が財源としての重みを増し、それとともに国司統制が強化されるさまが手に取るようにわかる、本論文の白眉と評すべき一篇である。

第4章「奈良時代の解由と交替訴訟」は、国司が離任時に受けとる職責完了証書、すなわち解由の制度が、奈良時代にも財政的機能を果たしており、その際には式部省による賜禄・考課の停止措置が大きな意味をもったこと、また天平17年(745)における諸国公廩稲の設置によって、国司の財政責任の追及がさらに強化されたことを明快に論証する。ともに従来の研究で軽視、もしくは看過されてきた点であり、このため奈良時代の国司統制の未熟さが説かれてきたのだが、論者は法制史料をきわめて緻密かつ合理的に解釈し、通説の誤謬をきっぱりと正している。

第5章「公廩と「天平の転換」」では、通説とは異なり、諸国公廩稲が正税管理に幅広く対応できる画期的制度であったことを論証する。この点を含めて、天平年間には正税・税帳を基軸とする財政制度が強化されたが、他方で籍帳支配はいよいよ弛緩し、課役の徴発が後退していったと論者は述べる。そしてこの時期、律令体制本来の人民支配制度が根本から転換し、それが平安時代の国家システムに継承されていくという巨視的な展望が示される。第1章から第4章までの論点を総合しつつ、「天平の転換」という独創的な理解を掲げた、挑戦的な締めくくりとなっている。

以上のように、本論文は長らく沈滞してきた籍帳・税帳研究に新風を吹き込み、実証レベルを格段に引き上げ、独自の時代認識を提示することに成功した、画期的論考である。籍帳制度の政策的意図を明らかにし、国司統制という側面から地方財政を分析するという視角もまことに有効であった。その上で寄口や房戸の実態をいかに評価するか、郡司の機能をどう位置づけるかという課題が残っているが、それらは「天平の転換」論の展開とあわせて、論者の今後の研鑽に期待すべきところであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。平成28年6月1日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。